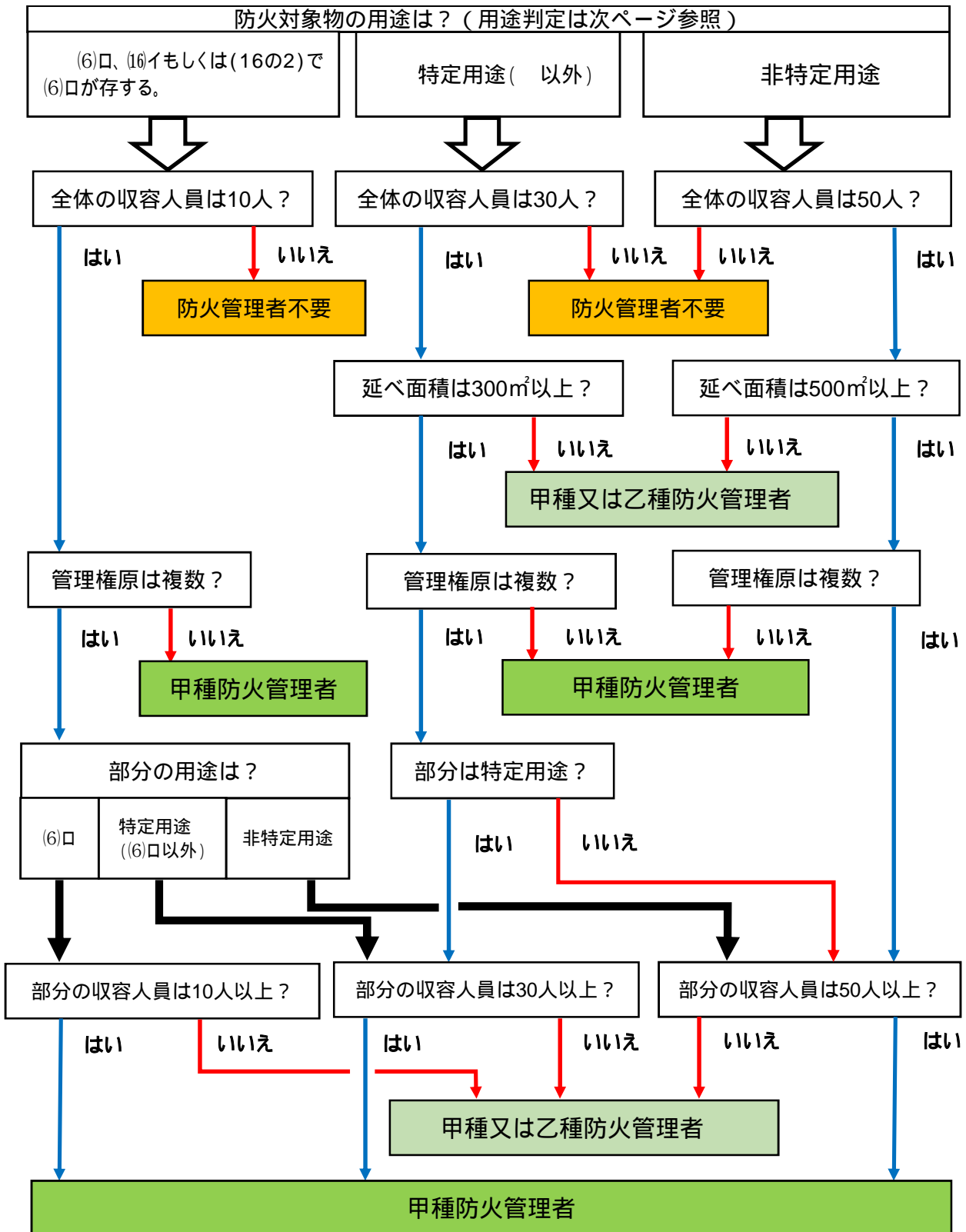


防火管理者フローチャート



防火対象物全体が防災管理対象物である場合、甲種防火管理者の資格が必要になります。
（防災管理者に選任されるのに甲種防火管理者の資格が必要なため）

上記のほか甲種防火管理者が必要な対象物

新築の工事中の次に掲げる建築物で、収容人員が50人以上のものうち総務省令で定めるもの

(1)地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000㎡以上の建築物

(2)延べ面積50,000㎡以上である建築物

(3)地階の床面積の合計が5,000㎡以上である建築物

建造中の旅客船（船舶安全法第8条に規定する旅客船をいう。）で収容人員が50人以上で、かつ

甲板数が11以上のものうち総務省令で定めるもの

防火管理者が必要となる防火対象物

消防法では、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者を定め、その防火対象物の防火管理の基本となる消防計画の作成とその計画に基づく防火管理業務を行わせることを義務づけています。

防火管理者が必要となる防火対象物は次のとおりです。

用途区分（消防法施行令別表第1による項別区分）		収容人員数	
(1) 項	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	30人以上	
	ロ 公会堂又は集会場		
(2) 項	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの		
	ロ 遊技場又はダンスホール		
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等		
	ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗等		
(3) 項	イ 待合、料理店その他これらに類するもの		
	ロ 飲食店		
(4) 項	百貨店、マ-ケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場		
(5) 項	イ 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの		50人以上
	ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅		
(6) 項	イ 病院、診療所又は助産所		30人以上
	ロ 特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、自力避難困難者が入所している小規模社会福祉施設等		10人以上
	ハ 老人福祉施設、有料老人ホーム（(6)項ロに該当するものを除く。）、障害福祉サービス事業を行う施設等		30人以上
	ニ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校		
(7) 項	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	50人以上	
(8) 項	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの		
(9) 項	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	30人以上	
	ロ 蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの以外の公衆浴場		
(10) 項	車両の停車場		
(11) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの		
(12) 項	イ 工場又は作業場	50人以上	
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ		
(13) 項	イ 自動車車庫又は駐車場		
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
(14) 項	倉庫		
(15) 項	令別表第1(1)項から(14)項に該当しない事業場		
(16) 項	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	10人以上	
	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、ハ、ニ又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	30人以上	
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	50人以上	

甲種及び乙種防火対象物の区分

特定防火対象物 (収容人員30人以上) (6) 項口は10人以上)	(1) 項	<input type="checkbox"/> 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 <input type="checkbox"/> 公会堂又は集会場	甲種防火対象物 300㎡以上 2日間講習	乙種防火対象物 300㎡未満 1日講習
	(2) 項	<input type="checkbox"/> キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 遊戯場又はダンスホール		
		<input type="checkbox"/> 性風俗関連特殊営業を営む店舗等 <input type="checkbox"/> カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗等		
		<input type="checkbox"/> 待合、料理店その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 飲食店		
	(4) 項	<input type="checkbox"/> 百貨店、マ - ケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場		
	(5) 項	<input type="checkbox"/> 旅館、ホテル又は宿泊所		
	(6) 項	<input type="checkbox"/> 病院、診療所又は助産所 <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、自力避難困難者が入所している小規模社会福祉施設等		
		<input type="checkbox"/> 老人福祉施設、有料老人ホーム(6) 項口に該当するものを除く。)、障害福祉サービス事業を行う施設等 <input type="checkbox"/> 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校		
		<input type="checkbox"/> 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの		
	(16) 項	<input type="checkbox"/> 複合用途防火対象物のうち、その一部が(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供されているもの <input type="checkbox"/> 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、八、二又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの		
非特定防火対象物 (収容人員50人以上)	(5) 項	<input type="checkbox"/> 寄宿舍、下宿又は共同住宅	甲種防火対象物 500㎡以上 2日間講習	乙種防火対象物 500㎡未満 1日講習
	(7) 項	<input type="checkbox"/> 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの		
	(8) 項	<input type="checkbox"/> 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの		
	(9) 項	<input type="checkbox"/> 蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの以外の公衆浴場		
	(10) 項	<input type="checkbox"/> 車両の停車場		
	(11) 項	<input type="checkbox"/> 神社、寺院、教会その他これらに類するもの		
	(12) 項	<input type="checkbox"/> 工場又は作業場 <input type="checkbox"/> 映画スタジオ又はテレビスタジオ		
		<input type="checkbox"/> 自動車車庫又は駐車場 <input type="checkbox"/> 飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
	(14) 項	<input type="checkbox"/> 倉庫		
	(15) 項	<input type="checkbox"/> 令別表第1(1)項から(14)項に該当しない事業場		
(16) 項	<input type="checkbox"/> イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 (非特定用途のみの混在ビル)			

(6) 項口にあつては収容人員10人以上で甲種防火対象物となり、建物の規模に関係なく甲種防火管理者の選任が必要となります。